

# 生徒会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、北海道標茶高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、本校に在学する全日制生徒をもって組織する。

第3条 本会は、民主的学校生活をもととして、相互の親睦を図りながら、私たちの創造的思考力と実践力を養い、不撓不屈の精神をもって、質実剛健・明朗なる校風の樹立と、社会文化の興隆に寄与することを、その目的とする。

## 第2章 役 員

第4条 本会は、次の役員をおく。

会長 1名、 副会長 2名、 書記 3名、 会計 2名

第5条 役員は、すべて会員中より立候補者による総選挙で選挙する。ただし、立候補者が定数に達しない場合は、推薦による選挙を行うものとする。また、欠員が生じた場合は、補欠選挙を行う。

第6条 役員の任期は1年間（12月1日～11月30日）とする。ただし、その改選は、10・11月中に行うものとする。

第7条 役員の解任成立は、次の要領による。

- 1 会員の3分の1以上の署名をもって役員の解任請求がある場合、役員・解任請求者の代表、監査委員会の三者による確認の上、評議員会で報告する。
- 2 監査委員長は、直ちに会長へ生徒総会開催を要求し、日時などについて審議決定する。
- 3 生徒総会において、解任請求者の理由説明、役員の弁明を行うものとする。
- 4 生徒総会終了後、全会員による投票を行い、全生徒の投票数の過半数以上の解任賛成を必要とする。

第8条 役員は、評議員や各委員を兼ねてはならない。

（12月1日～3月31日は除く）

第9条 役員の任務は次の通りである。

- 1 会長は、役員の過半数の決議によって会務を統括し、会を代表する。また会長は役員を代表し、議案を評議員会に提出し、業務の報告ならびに、各委員会および各局・各部（同好会）等の指導監査を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その会務を代行する。
- 3 書記は、生徒総会、評議員会、執行部およびその他生徒会についての記録を行う。また、書類および物品の保管の責任を有する。
- 4 会計は、生徒会運営の収支ならびに任期中会計報告を行う。

## 第3章 機 関

第10条 本会は、第3条の目的達成のため、次の機関をおく。

- |        |       |          |           |        |
|--------|-------|----------|-----------|--------|
| 1 生徒総会 | 2 執行部 | 3 監査委員会  | 4 選挙管理委員会 | 5 評議員会 |
| 6 各委員会 | 7 外局  | 8 部（同好会） | 9 ホームルーム  |        |

第 11 条 評議員会、各委員会の会議は公開する。

## 第 1 節 生 徒 総 会

第 12 条 生徒総会は、役員、各委員会、外局、各部（同好会）、ホームルーム、その他の提案事項を審議する最高議決機関である。

第 13 条 生徒総会は、会長が必要と認めたとき、もしくは全会員の 3 分の 2 以上の要求があったとき、または役員の解任請求が認められたとき、開催する。

第 14 条 議長団（2 名）は、その都度全会員中より選出される。

第 15 条 生徒総会の開催は、全会員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、それに満たない場合は、議長が流会を宣言する。

第 16 条 生徒総会の議決は、出席者の過半数の賛成者を必要とする。

第 17 条 生徒総会の運営は、執行部がそれにあたる。

## 第 2 節 執 行 部

第 18 条 執行部は、第 4 条の役員をもって構成する、本会の最高執行機関である。

第 19 条 執行部は、次の事項を取り扱い、その責任を負う。

- 1 生徒総会の運営
- 2 生徒総会の決議事項の執行
- 3 必要なる諸規則の作成および改訂
- 4 予算案および決算報告書の作成
- 5 諸規則を実行するための提示、指導
- 6 生徒会年間行事予定の作成

## 第 3 節 監査委員会

第 20 条 監査委員会は、各ホームルームより 1 名ずつ選ばれた委員により構成され、その任期は評議員の任期に準じる。

第 21 条 監査委員会は、常に本会の財産または活動状況を監査し、報告を行う。

第 22 条 監査委員会は、互選により選出された正副委員長各 1 名をおく。委員長は、評議員会に出席する責任と義務を負う。

## 第 4 節 選挙管理委員会

第 23 条 選挙管理委員会は、各ホームルームより 1 名ずつ選ばれた委員により構成され、選挙に関する業務を取り扱う。その任期は、評議員の任期に準じる。

## 第 5 節 評 議 員 会

第 24 条 評議員会は、執行部と各委員会、外局、各ホームルームとの連絡および調整にあたる。

第 25 条 本会は次の委員をもって構成し、その任期は、4 月 1 日～3 月 31 日の一年とする。  
各ホームルームより正副代表者各 1 名

第 26 条 評議員会は、会長の指示で必要に応じて開催する。

第 27 条 評議員会の運営は、執行部がそれにあたる。

## 第 6 節 委 員 会

第 28 条 各委員会は、執行部の下部機関である。

第 29 条 各委員会は、執行部の委嘱による各種問題を企画・立案し、また執行する。

第 30 条 各委員会に、各委員の中から互選により選出された正副委員長各 1 名を置く。また委員長は、評議委員会に出席する責任と義務を負う。

第 31 条 各委員会の成立条件および議決条件は、生徒総会の第 15 条、第 16 条にそれぞれ準ずる。

第 32 条 各委員会は、各ホームルームより 2 名ずつ選ばれた委員により構成され、その任期は、評議員の任期に準じる。

第 33 条 各委員会の任務は次の通りである。

1 体育委員会

校内における運動の振興、および体育的行事の企画・運営にあたる。

2 厚生委員会

校内外の美化、および保健衛生の向上に努める。

3 文化委員会

校内外における文化活動の促進、および文化的行事の企画・運営にあたる。

4 風紀委員会

校内外における、生徒の風紀の向上に努める。

5 図書委員会

図書館を効果的に活用しながら、図書活動の活発化に努める。

6 弁論委員会

弁論活動を通じて、生徒の書く力・話す力の向上に努め、弁論行事の企画・運営にあたる。

## 第 7 節 外 局

第 34 条 吹奏楽局、報道局を外局としておき、学校行事その他の会員全体に関わる諸活動の活性化に努める機関とする。局員は全会員の中から希望者をもって構成され、次の任務を遂行する。また、外局の長は、それぞれ互選によって選ばれる。

1 吹奏楽局 旺盛なる演奏活動を行う。

2 報 道 局 学校新聞の発行をし、校内放送施設の管理および校内放送活動にあたる。

## 第 8 節 部（同好会）

第 35 条 部（同好会）は、生徒会活動を豊かにし、趣味研究の養成を図る機関として、生徒会活動に設ける。

第 36 条 部（同好会）の結成、昇格、休部、廃部、廃会は、別に定める規定に基づいて、生徒総会で提案され、承認を得なければならない。

第 37 条 部（同好会）は、高体連、高文連、高野連への加盟種目を原則とする。

第 38 条 各部（同好会）長は、部（同好会）を統制し、その活動状況を記録し、監査の要求のあるときはこれを提出しなければならない。

第 39 条 各部（同好会）長は、部（同好会）の活動経過ならびに企画を、会員全員に報告しなければならない。

第 40 条 部の加入および転部について、次の規定を設ける。

- 1 原則として、部・局の二重加入は認めない。
- 2 転部は、顧問・担任の承認を必要とする。

## 第 9 節 ホームルーム

第 41 条 ホームルームは、生徒会活動の基盤である。ここで生徒会活動に関する決議の実施をなし、また、生徒総会に提出する事項を協議する。

## 第 4 章 会 計

第 42 条 本会の運営費は、会費をあてる。

第 43 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。

## 第 5 章 予 算

第 44 条 年度始めの生徒総会前に、予算案の審議のための予算審議会を開催する。予算審議会は、役員、各委員長、各局長、各部（同好会）長をもって構成し、発言はその該当するときのみ許される。

第 45 条 執行部および各委員会・各部（同好会）・局等は、適正な予算案の作成、および執行に努める。

第 46 条 予算の執行については、執行部会計およびそれぞれの顧問の承認を必要とする。

第 47 条 前年度の各部門の未使用予算は、総括して次年度一般会計に繰り入れるものとする。

## 第 6 章 対外試合等出場費補助

第 48 条 生徒会における出場、参加の取り扱いは、原則として高体連・高文連・高野連、および加盟団体主催のものに限る。

第 49 条 出場費は参加料の他、旅費補助として、別に定める規定により支出する。

## 第 7 章 改 正

第 50 条 本会の会則改正は、執行部がその原案を作成し、生徒総会にて過半数の承認を必要とする。

## 第 8 章 補 足

第 51 条 本会の会則は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

第 52 条 本会は、顧問として教師をおく。

附 則

本会則は、昭和 46 年 12 月 1 日改正

本会則は、昭和 47 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は、昭和 55 年 2 月 29 日改正

本会則は、昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は、昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は、平成 15 年 12 月 26 日改正

本会則は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

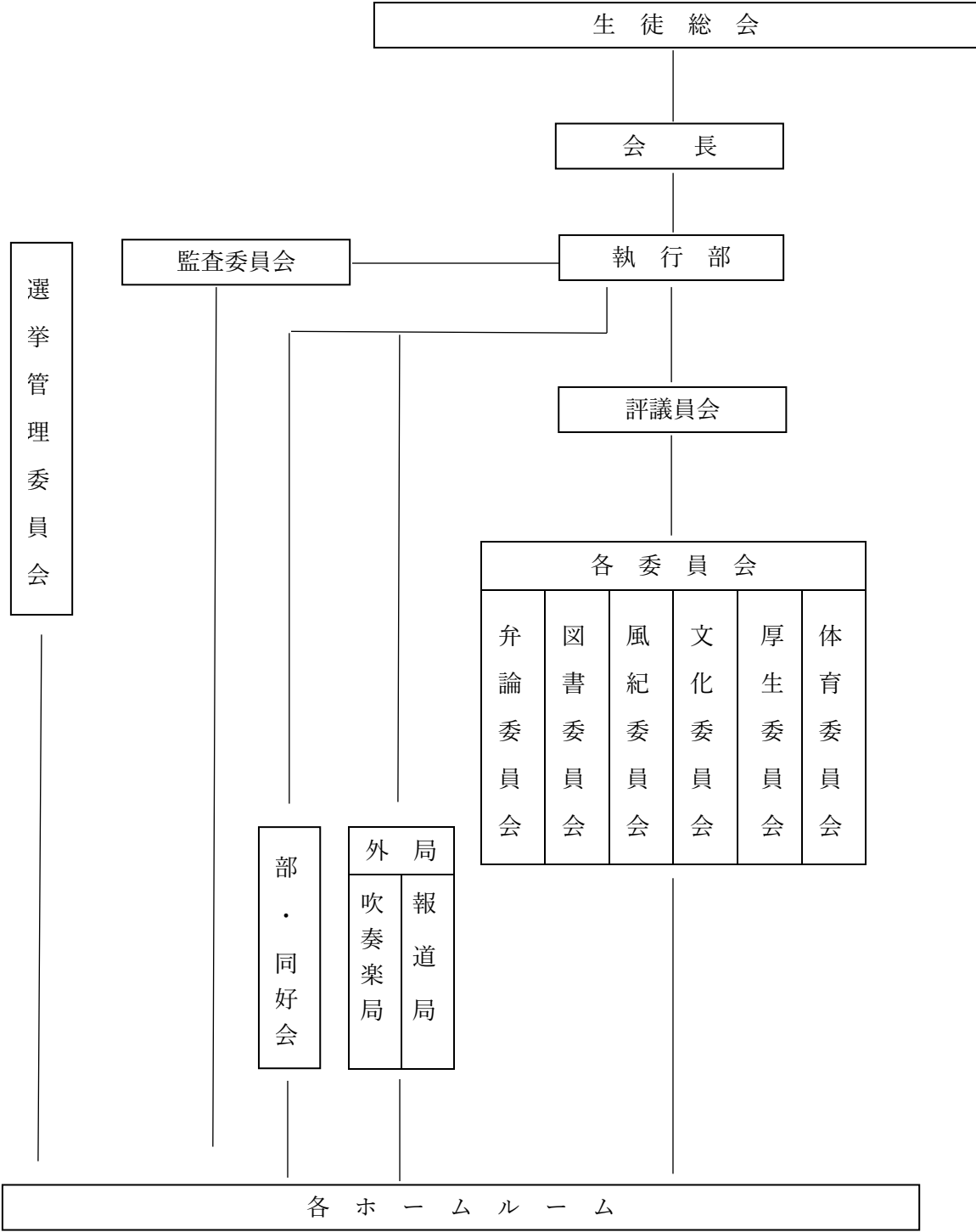
本会則は、平成 22 年 4 月 26 日改正

本会則は、平成 25 年 4 月 1 日改正

本会則は、平成 26 年 4 月 1 日改正

本会則は、令和 4 年 4 月 1 日改正

生徒会組織図



## 部活動結成・休部及び解散に関わる規定

### 第1章 結 成

第1条 同好会の結成は、3月の監査委員会の審議を経て、生徒総会で決定するものとする。

第2条 同好会を結成する場合の人数は、団体競技の場合は、競技人数以上であること。

第3条 同好会の結成における新設申請書には、次の事項の記入が必要である。

- 1 名称            2 活動目的            3 活動目標            4 部員名簿            5 年間活動計画
- 6 顧問（本校教諭とする）

第4条 同好会、部ともに、必ず1名以上の顧問（本校教諭）を必要とする。

第5条 結成が認められた場合、部活動に準ずるものとして扱われるが、予算の措置は、登録料、参加料のみとする。

### 第2章 昇 格

第6条 同好会から部への昇格は、1年間の活動実績の後、

- 1 団体競技は、4月末日をもって競技人数以上であること。
- 2 個人競技は、人数などにより別途、審議を行う。

### 第3章 休 部

第7条 3月で部員がいない部活動は、監査委員会の審議を経て、休部とする。

第8条 休部になった場合は、部費は計上しない。

### 第4章 廃 部・廃 会

第9条 休部が1年間続いた部活動は、監査委員会の審議を経て、廃部・廃会とする。

#### 附 則

本会則は、平成22年4月26日より施行する。

# 生徒会選挙法

## 第1章 総 則

第1条 本規則は、生徒会会則に基づき定められるものとする。

第2条 全生徒会会員は、選挙権および被選挙権を有する。

第3条 生徒会役員選挙についての告示は、投票予定日より10日前に選挙管理委員会により、下記事項を明示される。

- 1 選挙すべき役名および定員数
- 2 立候補届出期間、締切日
- 3 立会演説会の日時、場所
- 4 投票日

## 第2章 立候補について

第4条 立候補届出は、各クラスの選挙管理委員を通じて、立候補者のクラス、氏名、役員名、責任者名を届け出る。

第5条 立候補を辞退する場合は、ただちに選挙管理委員会に届け出る。

## 第3章 選挙運動について

第6条 選挙運動は、立会演説会およびポスター掲示を原則とし、それ以外の方法で行う場合は、選挙管理委員会の承認を必要とする。

第7条 運動期間は、告示以後の立候補提出直後より投票日の前日の放課後までとする。

第8条 ポスター用紙は、選挙管理委員会で指定した規格のものおよび枚数を使用する。

第9条 選挙運動中に下記に定めた事項の違反がないように、会員は互いに協力しなければならない。

## 第4章 罰則について

第10条 違反を行った者は、選挙管理委員会の決定により、下記罰則を課せられる。

- 1 被選挙権のみ1年間執行停止
- 2 その他選挙管理委員会で審議により決定した罰則

## 第5章 投票および開票について

第11条 投票は、立会演説会終了後、選挙管理委員会指定の投票場において、選挙管理委員から委任された立会人のもとで行う。

第12条 開票は投票終了直後、選挙管理委員および立候補者の責任者の立会いのもとで行う。

第13条 無効投票は下記のとおりとする。

- 1 指定事項以外の記入は無効とする
- 2 その他選挙管理委員会の審議によって不明確と確認されたもの

## 第6章 当選について

第14条 開票の結果、有効投票数の上位により定員数をもって当選とする。

第15条 定員内立候補の場合は、信任投票を行う。ただし、会員の過半数の信任をもって当選とする。

第16条 開票結果については、すべて選挙管理委員会が、その責任において公示しなければならない。

## 第7章 補 則

第17条 選出された生徒会役員が、転出または退学の場合は、その補充選挙を選挙法に準じた方法により、20日以内に行うものとする。

第18条 本法の改正は、選挙管理委員会の議決を経た後、執行部より原案として提出され、生徒総会の承認を必要とする。

# 農 業 ク ラ ブ 規 約

## 第1章 総 則

第1条 本クラブは、北海道標茶高等学校農業クラブと称する。

第2条 本クラブは、全員が加入する。農業の原則履修科目「農業と環境」を履修している生徒が加入する。

第3条 本クラブは、会員の農業知識技術の修得を通して自主性・自発性の伸長を図り、産業人としての資質を高めて明るい地域社会の建設に貢献することを目的とする。

## 第2章 事 業

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 釧根地域の農業に関する調査研究資料の収集及び配布
- 2 プロジェクトの実施
- 3 実績発表会、意見発表会、技術競技会、講習会、講演会の実施
- 4 北海道学校農業クラブ連盟ならびに関係機関との連携
- 5 機関紙および研究集録の発行
- 6 その他必要と認める事項

## 第3章 役 員

第5条 本クラブは、次の役員をおく。

会長 1名、 副会長 2名、 書記 2名 会計 2名

第6条 役員の任期は、次のとおりである。

- 1 会長は会を代表し、会員の過半数の決議によって会務を行う。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは業務を代行する。
- 3 書記は総会及びその他の業務の記録を行う。
- 4 会計はクラブ運営の収支を行い、会計報告を行う。

第7条 役員は、会員の立候補により選挙で選出する。ただし、立候補者が定数に達しない場合は、推薦により選挙を行うものとする。欠員が生じた場合は、補欠選挙を行う。補欠役員の任期は残任期間とする。

第8条 役員の任期は、1年とする。(12月1日～11月30日)

## 第4章 機 関

第9条 本クラブは、次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 執行部
- 3 運営委員会
- 4 広報委員会
- 5 選挙管理委員会
- 6 監査

(総 会)

第10条 総会は、最高議決機関で会長がこれを招集する。

- 1 定例総会は、年度始めに 1 回開き、前年度の会務事業・決算報告および当該年度の会務事業案・予算案等を審議する。
- 2 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の 3 分の 2 以上の要請があったときに行う。

第 11 条 総会の議事運営は、総会において出席会員から選出された議長が行う。

第 12 条 総会の成立は、会員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

第 13 条 総会の議決は、出席人員の過半数とする。賛否同数の場合は、議決権は議長が有する。

(執行部)

第 14 条 本会は、第 5 条の役員をもって構成され、執行機関として次の事項を取り扱う。

- 1 事業・予算等の立案
- 2 総会の議決事項の執行

(運営委員会)

第 15 条 本会は、会員の所属するホームルームから選出された委員（各ホームルーム 2 名）により構成され、実績発表大会、意見発表大会、技術競技会の運営にあたる。

(広報委員会)

第 16 条 本会は、会員の所属するホームルームから選出された委員（各ホームルーム 2 名）により構成され、研究集録の発行及びその他の広報活動を行う。

(選挙管理委員会)

第 17 条 本会は、会員の所属するホームルームから選出された委員（各ホームルーム 1 名）により構成され、役員選挙に関する業務を行う。

## 第 5 章 会 計

第 18 条 本クラブの活動運営費は、教育振興会助成金（農業自営者並びに商工業関連産業人育成事業）を充てるものとし、一部を個人徴収とする。

第 19 条 本クラブの会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 6 章 監 査

第 20 条 監査は、常に本クラブの財産または活動状況を監査し、報告を行う。

第 21 条 監査委員会は、各ホームルームより 1 名ずつ選ばれた委員により構成される。

第 22 条 監査の任期は、1 年とする。（4 月 1 日～3 月 31 日）

第 23 条 監査委員会は、互選により選出された正副委員長各 1 名をおく。委員長は、評議員会に出席する責任と義務を負う

## 第 7 章 改 選

第 24 条 役員の改選時期は、11 月下旬とする。

第 25 条 所属ホームルーム選出の各委員の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第8章 改 則

第26条 本クラブ規約の改正は、執行部で原案を作成し、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

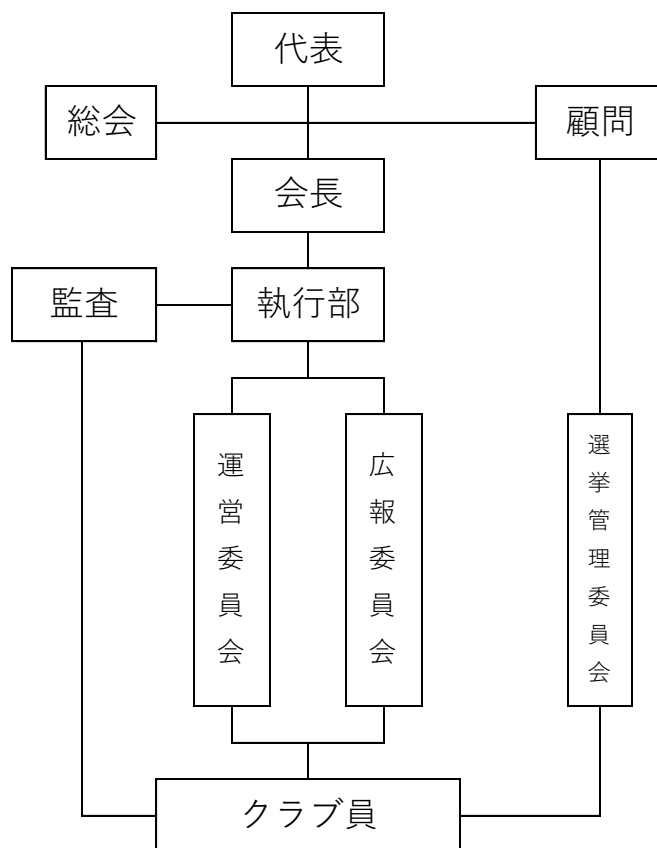
## 第9章 補 足

第27条 本クラブは、代表（北海道標茶高等学校長）および顧問教師をおく。

附 則

本会則は昭和24年12月1日制定施行  
本会則は昭和46年4月1日一部改正  
本会則は昭和49年4月1日一部改正  
本会則は昭和55年4月1日一部改正  
本会則は平成13年4月1日一部改正  
本会則は平成23年10月1日一部改正  
本会則は平成26年4月25日一部改正  
本会則は令和4年4月1日一部改正

農業クラブ組織図



1. 農業クラブ加入についての申し合わせ事項（平成 13 年 4 月 1 日摘要）

（1）平成 12 年度入学生について

2、3 年次において農業クラブの活動に興味・関心を持ち、活動に賛同する生徒が加入する。

（2）平成 13・14 年度入学生について

1 年次において農業の原則履修科目「環境科学入門」を履修している生徒が加入する。2、3 年次においては、農業クラブの活動に興味・関心を持ち、活動に賛同する生徒が加入する。

（3）平成 15 年度以降の入学生について

1 年次において農業の原則履修科目「環境科学基礎」を履修している生徒が加入する。2、3 年次においては、農業クラブの活動に興味・関心を持ち、活動に賛同する生徒が加入する。

（4）平成 26 年度以降の入学生について

全員が農業クラブに加入する。

# 生徒心得

## 第1章 総 則

- 1 われわれは、本校の教育目標をよく理解し、協力して、その目的達成のために努力しよう。
- 2 われわれは、高校生としての誇りを持ち学業に励み、技術の習得、健康の増進に努めるとともに、品位の向上を目指し、地域社会の要望にこたえうるような、よりよき社会人となるよう努めよう。
- 3 われわれは、自主的に社会人としての基礎を養い、明朗な校風の樹立に努めよう。

## 第2章 学 習

- 4 授業中はもちろん家庭においても学習に専念し、知識・技術を習得することが本分である。自分の将来を見つめ、自ら目標を立て、計画的に学習する態度を身につけよう。
- 5 特別活動その他の自主的活動を通して、習得した知識を実生活に生かせる能力を養おう。
- 6 学校図書館等の施設・設備を大いに利用し、広い知識を吸収して社会の進歩に適応できる力を養おう。

## 第3章 服 装 ・ 容 姿

- 7 服装の意義を理解し、高校生としてまた社会の一員として常識をわきまえた服装をするようにしよう。服装規定（詳細については別に定める）
  - 1 学校生活（登下校時・休日登校時も含む）において、制服を着用しよう。
  - 2 部活動、ボランティア・系列活動においては、活動にふさわしい服装をしよう。
  - 3 別に定められた服装・容姿に関する規定を遵守しよう。
- 8 頭髮については、パーマやラインを入れるなどの特異な髪型や染色・脱色をせず、自然なものにしよう。
- 9 化粧、ピアス、指輪、マニキュアなどはしないようにしよう。  
※ピアス・指輪などの装飾品は学校で一時預かり、卒業時に返却します。

## 第4章 行 動

- 10 互いに人格を尊重し、粗暴な行動を慎み、品位の向上に努めよう。
- 11 明るく会釈を交わすなど和やかな雰囲気を作るよう努めよう。
- 12 落ち着いた雰囲気で学校生活を送るようにしよう。

## 第5章 安 全

- 13 日常生活の安全の確保に目を向けること。特に、交通道德等については、日頃から心がけ、身に付いたものにしよう。
- 14 車両の免許取得については、学校の指導に絶対に従おう。
- 15 列車・バス通学生は、通学生申し合わせ事項を守り、交通道德の高揚と事故防止に努めるようにしよう（申し合わせ事項は別に定める）。

- 16 学校は集団生活の場であるため、防災については各々が注意を払い、災害発生時の心構えを日頃から備えておこう。
- 17 不要な夜間外出は慎むようにしよう。特に、夜間の一人歩きや見知らぬ人の車に乗せてもらうことなどは、事故につながる場合があるのでやめよう。

## 第6章 交 友

- 18 個性と人格を持った者の集まりであることを自覚し、互いに尊敬しあい、励まし戒めあって品位と教養の向上に努めること。
- 19 互いの意志を尊重し、暴力を持って他に圧力を加えたり、あるいは、いじめのような身体的・精神的苦痛を与えるような行為は絶対にしないようにしよう。

## 第7章 環 境

- 20 校舎内外の美化に心がけ、環境の保全に努めよう。
- 21 校舎内外に設けられた一切の施設・設備は、公共物であることを自覚し、その保全に努め、破損することのないようにしよう。もし、誤って破損した場合は、速やかに申し出るとともに、自ら進んでそれらの修理にあたろう。

## 第8章 所 持 品

- 22 所持品の管理については、個人が責任を持ち、特に金銭については身から離さないようにしよう。また、学習に不要なものは持ち込まないようにしよう。
- 23 携帯電話は使用についてのルールを守り、使用時は他人の迷惑にならないようにしよう。
- 使用のルール
- ア 使用する時間帯は、朝の8：30の予鈴前と帰りのSHR終了後とする。
- イ 使用時間外は電源を切るか、マナーモードに設定する等、学校生活に支障が出ないようにした上で、各自で責任を持って保管する。
- ウ 学校外の使用にあたっては、周囲の状況に配慮する。

## 第9章 必要な届け出

- 24 次の事柄は、届け出が必要になっているので、必ず届け出るようにしよう。
- 1) 保証人や住所の変更があった場合及び、身上に変動があった場合
  - 2) 欠席・遅刻・早退・欠課をする場合（診断書等の提出が必要な場合がある）  
(遅刻届 早退届 入室届)
  - 3) 都合により制服を着用しない場合（異装届）
  - 4) 下宿をする場合（下宿届）
  - 5) 自転車通学をする場合（自転車による通学届）
  - 6) アルバイトを行う場合（アルバイト届）

## 第10章 許可を必要とする事項

- 25 次の事項は許可が必要になっているので、所定の手続きで許可を得るようにしよう。  
車両の免許を取得する場合（3年次生のみ）

## 第11章 列車・バス通学生申し合わせ事項

- 26 車内では、他の乗客の迷惑となるような行為はしないようにしよう。  
27 駅員や車掌、運転手などの注意指示には、素直に従うようにしよう。

## ◆ 主な届出及び許可について

| 願・届の種類             | 留意事項                                         | 届出の手順              |
|--------------------|----------------------------------------------|--------------------|
| 入 室 届              | 授業の途中で退室した場合                                 | 生徒 → 教科担任 → 担任     |
| 遅 刻 届              | 遅刻して登校した場合                                   | 生徒 → 教科担任 → 担任     |
| 早 退 届              | やむを得ぬ事情により早退する場合                             | 生徒 → 担任            |
| 外 出 届              | やむを得ぬ事情により校外へ外出する場合                          | 生徒 → 担任            |
| 自転車による通学届          | 決められた期間に自転車通学を希望する場合                         | 生徒（保護者） → 担任       |
| 異 装 届              | やむを得ず本校指定制服を着用できない場合（※本校指定ジャージを着用、それ以外は認めない） | 生徒（保護者） → 担任       |
| ア ル バ イ ト 届        | 休日・平日・長期休業中等アルバイトをする場合                       | 生徒（保護者） → 担任       |
| 下 宿 届              | 下宿をする場合                                      | 生徒（保護者） → 担任       |
| 部活動入退転部届           | 部活動に入退転部する場合                                 | 生徒 → 担任 → 顧問 → 生徒会 |
| 通 学 証 明 書          | 列車通学、バス通学で定期券を購入する場合<br>（町営バスは不要）            | 生徒 → 事務            |
| 生徒旅客運賃割引証<br>交付申請書 | 片道 101km 以上の鉄道を利用し旅行をする場合で<br>必要な場合          | 生徒 → 担任            |
| 在校生用諸証明書発行願        | 在学・成績・卒業見込み証明書を必要とする場合                       | 生徒 → 担任            |

※上記の届出以外にも所定の手続きを経なければならないものがありますので、担任に連絡・相談してください。

※手続きを行う場合は、直前になってから提出しても間に合わない場合があります。期日に余裕を持って手続きをしてください。

※保護者の方にも必ず内容を伝えた上で提出してください。

## 制服に関する規定

第1条 本校の制服（正装）は次のように規定する。

- 1 男子（1）本校指定制服（ブレザー・ベスト・スラックス・ネクタイ）、及びワイシャツ・ベルト・指定の上靴・ソックスを着用するものとする。  
（2）ワイシャツの色は白とする。  
（3）ベスト・カーディガンを着用する場合は、本校指定のものとする。
- 2 女子（1）本校の指定制服（ブレザー・ベスト・スカートまたはスラックス・リボン）、及びブラウス・指定の上靴・ソックスまたはタイツ・ストッキングを着用するものとする。  
（2）ブラウスの色は白とする。  
（3）ソックス・タイツ・ストッキングの色は、紺または黒とする。  
（4）ベスト・カーディガンを着用する場合は、本校指定のものとする。

第2条 儀式的行事や学校が指定する場合は、正装とする。

第3条 指定外ベスト・カーディガンは一切を禁止とする。

第4条 夏季のブレザー着用は自由とする。

第5条 制服の改造、変形については一切認めない。

第6条 制服の素材・デザイン・規格等については、別途「北海道標茶高等学校制服規定書」に定めるものとする。

## 〈確認事項「北海道標茶高等学校制服規定書」〉

### ①ブレザーについて

- a. 原則として登下校時はブレザーを着用すること。
- b. 夏季略装許可期間中の登下校時のブレザー着用は自由とする。ただし、ブレザーを着用せずワイシャツ・ブラウスの上に、ジャージ（指定・指定外問わず）やパーカー、ウインドブレイカー等を着用しての登下校は認めない。

### ②ワイシャツ・ブラウスについて

- a. 開襟ワイシャツ・開襟ブラウスは認めない。
- b. ボタンは上まで留め、第1・第2ボタンを開け襟元が開くような着用は認めない。

### ③スラックス・スカートについて

- a. スラックスの裾が床に付き、かかとで裾を踏みつけるような着用は認めない。
- b. スカートのウエストを巻き上げ、スカート丈を調節する着用は認めない。
- c. 防寒対策として女子はストッキングやタイツ（紺または黒の単色）をはくこととし、スカートの下にジャージをはくことは認めない。

### ④ベスト・カーディガンについて

- a. 通年において、指定ベスト・カーディガンの着用を認める。
- b. 冬季は、登下校時に限り指定以外のベスト・カーディガンの着用を認める。ただし、この際、必ずブレザーを着用することとし、ブレザーを脱いでの上での登下校は認めない。
- c. カーディガンを着用する場合、故意に袖・裾を出さないこととする。

### ⑤シューズについて

- a. 放課後等の特別活動以外の平常時は、学校指定のシューズを着用する。
- b. ネーム以外の記入は認めない。
- c. かかとを踏みつけない。

### ⑥頭髪など

- a. 自然な髪型・容姿を心がけ、パーマ・ライン、エクステンションなど髪の毛の変形や髭を生やすことは認めない。
- b. 染色・脱色等は認めない。
- c. 装飾品（指輪・イヤリング・ピアス等）の着用は認めない。
- d. マニキュアや化粧等は認めない。

## 校外特別教育活動への参加

第1条 生徒の校外特別教育活動の参加については、この規定の定めるところによるものとする。

第2条 参加予定生徒については、日常生活・活動状況などを考慮し、担任を経由し校長の許可を必要とする。

第3条 次の各号に該当する生徒は参加できないものとする。ただし特別な事情のある場合は部活動顧問の申請により別途審議するものとする。

- 1 参加日の1ヶ月以内に、懲戒等を受けた者及び特に職員会議が指定した者
- 2 参加日の6ヶ月以内に病気等で休学をした者
- 3 参加日の10日以前に、すべての学校納入金の納付を完了せず、納付計画が確認されない者
- 4 大会出場申請時において、欠席時数が20%を超える科目が3科目以上ある者
- 5 直近の成績会議において、成績不良科目が3科目以上ある者
- 6 4、5の各号に該当する者で、前年度中にその状況が解消された者は除く。

第4条 参加の際には、別記様式による手続きを1週間以前に、校長に提出しなければならない。

第5条 作品などによる参加については第4条の手続きを行うこと。ただし、表彰式等の参加については、表彰の対象になる者のみ参加を認める。

第6条 地区大会参加の取り扱いは次によるものとする。

- 1 高体連・高文連・高野連・国体・協会主催または共催する大会とする。
- 2 大会以外で、その部活動の趣旨に沿う交流会・講演会・演奏会・展示会などに参加する場合には、その都度審議する。
- 3 大会参加の回数は、1及び2に該当する大会等の中から年間2回までとする。ただし、大会等遠征経費の補助を伴わない大会への出場はその限りではない。
- 4 地区大会参加における宿泊は認めない。ただし、大会日程・公式練習等の事情で公共の交通機関で日帰りができない場合は、宿泊を認めるものとする。

第7条 練習試合については、日帰りできる範囲とする。

第8条 地区大会で予選を勝ち抜き、出場権を得た全道・全国大会の出場参加については、特別な事情がない限り審議を要しない。ただし、大会参加までに第3条各号に抵触した生徒については、参加を認めないものとする。

第9条 地区大会が実施されることなく、または勝ち抜くことなく出場権を得て参加できる全道・全国大会については、第2条から第6条までを適用する。

第10条 大会参加に伴う参加料、交通費等の補助については、別途定めるものとする。

## 大会参加に伴う参加料・交通費等の補助について

○校内規程集、生徒指導に関する規程—5—校外特別教育活動への参加第10条により定めるものとする。

○生徒会会則 第6章49条により定めるものとする。

(目的)

### 第1条

本規程は北海道標茶高等学校の部活動等による、体育・文化活動・農業クラブ活動を振興させる為に校外活動の機会を与え、より一層の活性化を図る目的をもってこれを定める。

(補助対象)

### 第2条

補助の対象となる大会は次の各号である。

#### 1 地区大会（生徒会による補助）

- (1) 地区大会とは、釧路・根室管内の高等学校が参加する大会で、開催地が釧路・根室管内で開催される大会である。
- (2) 交通費の補助を受けて参加できる地区大会は、高体連・高文連・高野連主催の大会及び各競技団体が主催する大会とし、補助回数は1回までとする。
- (3) 文化系の活動については、研究会・講習会・研究大会など体育系に準じて補助する。
- (4) 大会参加補助の交通費は往復の団体扱いを基本とし、人数が満たない場合は個人料金とする。
- (5) 大会参加補助の宿泊費は、公式練習等で大会日程に間に合わない場合と大会日程等で日帰りが困難な場合のみ補助する。補助額は1泊3,000円とする。
- (6) 大会参加料の補助は、地区大会・全道大会・全国大会それぞれ各部2回まで生徒会が補助を行う。(年度当初の各部活の登録料は含まない)

#### 2 全道大会・全国大会の交通費と宿泊費の補助は、標茶高等学校体育文化後援会及び標茶町教育振興会の規程により補助される。

## 図書室の利用案内

### 1. 室内利用

開放中は自由に閲覧できます。

### 2. 図書貸出

(1) 期間 貸出日、返却日を含めて8日以内。

(長期休業中は、図書委員会で定める)

(2) 冊数 1人2冊以内。

(長期休業中は、図書委員会で定める)

(3) 手続き

貸出カード・名前カードに記入

⇒図書委員へ⇒貸出

### 3. 禁帯出図書

(禁)の図書は持出、貸出禁止。

閲覧のみ可能となります。